

令和6年度 第1回 学校運営協議会



【入学式】



【1年生を迎える会】



【可美っ子ふれあいデー】

日時：令和6年5月15日(水) 10:00～12:00
場所：浜松市立可美小学校 会議室

次 第

- | | | |
|----|---|--------|
| 1 | 開会の言葉
・開催要件の確認
・日程説明 | 10:00～ |
| 2 | 会長挨拶 | 10:05～ |
| 3 | 校長挨拶 | 10:10～ |
| 4 | 新規委員任命書の交付 | |
| 5 | 浜松市学校運営協議会規則の確認 | 10:15～ |
| 6 | 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認 | |
| 7 | 授業参観 | 10:20～ |
| 8 | 自己紹介 | 11:00～ |
| 9 | 議長の選出 | |
| 10 | 熟議
(1) 学校運営の基本方針について

(2) いじめ防止のための基本的な方針について

(3) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について | 11:10～ |
| 11 | 連絡
(1) 次回 令和6年9月13日(金) 10:00～12:00 会議室
(2) 次回議長の選出
(3) 次回の熟議の内容確認 | |
| 12 | 閉会の言葉 | 12:00 |

第1回 学校運営協議会出席者名簿

【学校運営協議会委員】

氏 名	役 職 な ど
須佐 勝己	学校運営協議会会長 ・ 令和2年度PTA会長
大畑 耐智子	学校運営協議会副会長・主任児童委員・可美地区体育振興会副会長
梅澤 心	令和6年度 PTA会長
山口 元一	可美地区自治会連合会 相談役
中村 精志	民生児童委員
田中 亜希子	図書ボランティア代表
河合 さくら	学校支援コーディネーター・令和2年度 PTA副会長
高柳 桃子	学校支援コーディネーター・令和3年度 PTA副会長

【オブザーバー】

氏 名	役 職 な ど
小野田 康弘	浜松市議会議員
土屋 明久	可美協働センター所長

【学校職員】

氏 名	役 職 な ど
鈴木 右二	校長
夏目 聡美	教頭
藤井 光広	主幹教諭
長谷川 明美	CS担当教職員
河合 昭子	CSディレクター

【浜松市教育委員会】

氏 名	役 職 な ど
鈴木 陽子	教育総務課

学校運営協議会 年間計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和6年 5月15日 水曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 承認 (2)夢育やらまいかCS加算分についての 意見書について	
2	令和6年 9月13日 金曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ ☐ 学校評価の中間報告について ☐ 地域と連携・協働した教育活動について	
3	令和6年 12月10日 火曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ ☐ 学校運営について(全国学力・学習状況 調査を振り返って) ☐ 学校運営に必要な支援について	
4	令和7年 2月6日 木曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ ☐ 学校関係者評価 学校の自己評価説明⇒改善策について 熟議⇒次年度へ ☐ 次年度学校運営の基本方針について ☐ 学校運営協議会の自己評価 ☐ 夢育やらまいかCS加算分の報告	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立可美小学校運営協議会長

<本年度の目標>

学校のニーズを把握し、よりよい学校教育活動を推進していくために、どんな支援ができるのか、どこにどのように働きかければよいのか、熟議する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 2年目となり、基本方針についての理解も深まり、活発な熟議ができた。
- 学校の教育目標を理解・共有することができた。目標に沿った活動についても説明を受け、共有した上での熟議ができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 2年目ということもあり、昨年よりもどの活動がどの目標に結びつくのかということを広い視野で考え、意見交換ができたと感じる。現状の問題点を解決するだけでなく、目指す子供の姿や地域とのつながりを踏まえて考えられていた。
- 学校側からの支援の要望として家庭科授業でのミシンボランティアとキャリア教育で訪問する地域のお店を紹介して欲しいとの話があった。これを受けて、コーディネーターが訪問先を探したり、ミシンボランティアの活動に協力したりした。
- 外部講師実績より、地域社会教育活動の充実につながり、有意義で大きな成果があったと思われる。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 地域の協力を仰ぐため、協議会での活動を知っていただく、必要があることは、昨年度の評価に盛り込まれていたが、まだ不十分であるように思われる。
- 地域の回覧にての学校の活動報告は、多くの方に広く理解を得られると思う。
- 可美小ブログ、学校だより等で十分な情報発信はされていると思われる。
- PTAに対しては、会長が委員の中にいることで理事会の際に情報発信ができています。
- 民生委員に趣旨を説明したところ、地域の方に見守り隊への加入呼びかけに協力してもらうことができた。

<評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 地域住民に対しての情報発信を強化したい。協議会の活動に興味をもってもらえる情報発信の方法を考えていきたい。
- 子供たちが安全に登校できるように、登下校時の見守りについて地域の理解と支援を得られるように方策を考えたい。
- ボランティア協力される方への募集、連絡など、学校と地域住民との繋がりに取り組みたい。
- 地域社会との連携を強くしていき、みんなで子供たちをバックアップしていきたい。



美しかる可き里 可美

【校訓】

誠実・勤勉

【学校教育目標】

美しい心で ともに未来に向かって輝く子

学び合う子（知）

自分の考えをもって主体的に学び、友達と一緒に深め合う子

【重点施策】

- 自己との対話と他者との対話
- 自分の考えを広げ深める学習方法
- キャリア教育と学習との関わり
- ICT機器の効果的な活用方法

認め合う子（徳）

やさしさや思いやりの気持ちを持ち、互いに協調し支え合う子

【重点施策】

- 教育的ニーズにあった支援
- 一人一人に寄り添った生徒指導
- 「特別の教科 道徳」を要として
- みんなが主役の特別活動
- 温かい人間関係作り
- いじめ防止基本方針の周知徹底

高め合う子（体）

健康・安全への意識を高め、目標に向かって粘り強く取り組む子

【重点施策】

- 運動・遊びの内容や環境の工夫
- 目標設定と練習過程の賞賛
- 自己有用感の高まり
- 食に対する自己管理能力の向上
- 健康で安全な生活の実践力

キャリア教育を核とした人づくり

かかわる力

（人間関係形成社会形成能力）

か み え み 可美笑み

えらびだす力

（キャリアフロンティア能力）

みいだす力

（課題対応能力）

みつめる力

（自己理解・自己管理能力）

土壌となる学校風土

生命（いのち）が大切にされ、

やさしい気持ちや正しく豊かな言葉があふれる魅力ある学校

学ぶ楽しさがわかり、

自分らしさを発揮できる学校

- ・「分かる授業」「楽しい授業」
- ・キャリア教育を核とした人づくり
- ・情報活用能力の育成
- ・あたたかな聴き方、やさしい話し方

子供たちの居場所があり、

安全・安心で心温まる学校

- ・教育的ニーズにあった教育支援
- ・美しい心を育てる生徒指導
- ・温かい人間関係と自己有用感
- ・傾聴、ボイスシャワー

保護者や地域に開かれた、

信頼される学校

- ・学ぼう！ふるさと可美
- ・積極的な情報発信（HP・ブログ等）
- ・地域の教育力の活用
- ・学校運営協議会（CS）新設

～発達教育の理念を根幹に据えて～

幼小中一貫教育 ～12年間の学びと生活と行事をつなぐ～可美地区の目指す子どもの姿
心の美しい子

概要

○概要

- ・本校のいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
- ・いじめの防止等に関する取組を明記
- ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
- ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対応
- ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

- ☑ いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知
- ☑ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
- ☑ 個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要

2 いじめの理解

- ☑ いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が必要
- ☑ いじめは生まれるようにすることが必要

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの未然防止
 - ☑ 学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
- (2) いじめの早期発見
 - ☑ 子供がSNSを発信できるようにすること、教職員がSNSに気付けるようにすることが必要
 - ☑ いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知
- (3) いじめへの対応
 - ☑ いじめへの対処についての体制を整備
- (4) 地域や家庭との連携
 - ☑ PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
 - ☑ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

- (1) 校内いじめ対策委員会組織と役割

浜松市立可美小学校 校内いじめ対策委員会
 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任（いじめ対策コーディネーターを兼ねる）
 学年主任、学級担任、関係職員
 （必要に応じて）養護教諭、発達支援コーディネーター、教科担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等

☑ 年間5回定期的に開催、事業が発生した場合は、随時開催

(2) いじめの防止等における教職員の役割

- ① いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - ☑ 会議などの企画・運営
 - ☑ 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する役割

② 教職員の役割

- ☑ 「浜松市立可美小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

2 いじめの防止等に関する取組

- (1) 可美小年間指導計画
 - ☑ いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成
- (2) いじめの未然防止
 - ☑ 学校教育目標「美しい心で ともに未来へ向かって輝く子」の具現化を目指し、「生命が大切にされ、優しい気持ちや正しく豊かな言葉があふれる魅力ある学校」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - ☑ 6月第2水曜日「いのちについて考える日」
- (3) いじめの早期発見
 - ☑ 子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、子供がいじめを訴えやすい環境を整備
 - ☑ 教育委員会と連携、ネットバトロールの活用
- (4) いじめに対する措置
 - ☑ 教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応
- (5) 関係機関との連携
 - ☑ 学校における教育相談体制の整備
 - ☑ 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
- (6) いじめが解消している状態
 - ☑ いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- (9) 「浜松市立可美小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ☑ ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況の評価・検証

3 地域や家庭の役割

- (1) 地域の役割
 - ☑ 地域の人が地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - ☑ 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
- (2) 家庭の役割
 - ☑ いじめ防止対策推進法における保護者の責務
 - 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - ☑ 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - ☑ 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - ☑ 子供との触れ合いや対話を大切にすること。
 - ☑ 子供のちよっととした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める。
 - ☑ 携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
 - ☑ 子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

第3 重大事態への対応

☑ 教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

(様式1)

令和6年5月15日

浜松市立可美小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 梅澤 心 様

浜松市立可美小学校運営協議会
会長 須佐 勝己

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月15日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① キャリア教育を核とした人づくりを実践するために、積極的に社会で活躍する人材や地域のもの、ことを活用した教育活動を実践すべきである。

⇒様々な教育機会を捉え、本物に触れる体験を設ける。それにより学習内容の理解に資することができ、第一線で活躍する大人の姿に触れることは、キャリア教育の視点からも有意義であると考える。

- ② 地域の方との協働により、教育環境の向上を図り、子供たちの生命を大切にする心や情操を育むべきである。

⇒校内にある花壇にボランティアの協力を得て、花を育てる。

- ③ 地域有識者の協力を得て、伝統文化に触れる活動を積極的に取り入れていくべきである。

⇒発達支援学級の児童を対象とした「太鼓教室」では、地域講師を招聘する。